

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 3 日 (金) 第 392 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 (※) (医師・看護人材課取扱い) 1

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 1 号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則 (昭和63年鹿 児 島 県 規 則 第 64 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

収 入 証 紙 貼 付 欄

准 看 護 師 免 許 申 請 書

受験番号	：	：	：	年 月 施行准看護師試験合格
※コード番号	：	都 道		
受 験 地		府 県		

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有 ・ 無
(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。)
- 2 准看護師の業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有 ・ 無
(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)
- 3 受験出願後の本籍又は氏名の変更の有無 有 ・ 無
(有の場合は、出願時の本籍又は氏名を次に記入すること。)

※コード番号	：	都 道	ふりがな	(氏)	(名)
本 籍		府 県	氏 名		

- 4 旧姓併記の希望の有無 有 ・ 無
- 5 過去に准看護師免許を有していたことの有無 有 ・ 無
(有の場合は、登録番号を次に記入すること。)

上記により、関係書類を添えて准看護師免許を申請します。

年 月 日

※コード番号	：	都 道	生年月日	年 月 日
本 籍 (国 籍)		府 県		
ふりがな	(氏)	(名)	性 別	男 ・ 女
氏 名	(旧姓)		電 話	()
通 称 名				
※コード番号	：	住 所		

鹿児島県知事 殿

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
 2 該当する文字を○で囲むこと。
 3 戸籍謄本又は戸籍抄本によつて氏名の変更経過が確認できる場合であつて、免許証に氏名及び旧姓の併記を希望するときは、旧姓欄に記入すること。
 4 住民票の写しに通称名が記載されている外国籍の者が免許証に氏名及び通称名の併記を希望する場合は、通称名欄に記入すること。
 5 次の書類を添付すること。
 (1) 試験合格証書の写し又は試験合格証明書。ただし、鹿児島県知事が行つた試験に合格した者がこの申請書に合格した試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合は、添付を省略することができる。
 (2) 戸籍謄本又は戸籍抄本（申請前6月以内に発行されたものに限る。）。ただし、外国籍の者は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付すること。
 ア 短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し
 イ 中长期在留者及び特別永住者：住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。）
 (3) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能及び精神の機能の障害の状況並びに麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書（申請前1月以内に発行されたものに限る。）。ただし、障害の状況又は合理的配慮について意見を有する者は、意見書の提出により、これを述べることができる。

課 受 付 印	保 健 所 受 付 印

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

収 入 証 紙 貼 付 欄

准 看 護 師 籍 訂 正 ・ 免 許 証 書 換 交 付 申 請 書

登 録 番 号	第	号	登 録 年 月 日	年	月	日
---------	---	---	-----------	---	---	---

変 更 を 生 じ た 事 項

	変 更 前		変 更 後 (第 1 回)		変 更 後 (第 2 回)	
※ コ ー ド 番 号						
本 籍 (国 籍)	都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名						
	(旧 姓)		(旧 姓)		(旧 姓)	
旧 姓 併 記 の 希 望			有 ・ 無		有 ・ 無	
通 称 名						
生 年 月 日	年	月	日	年	月	日
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女			

変 更 の 理 由 (第 1 回)	婚 姻 ・ 離 婚 ・ 改 名 ・ 転 籍 ・ 養 子 縁 組 ・ そ の 他 そ の 他 の 場 合 (理 由 :)
変 更 の 理 由 (第 2 回)	婚 姻 ・ 離 婚 ・ 改 名 ・ 転 籍 ・ 養 子 縁 組 ・ そ の 他 そ の 他 の 場 合 (理 由 :)

上 記 に よ り , 関 係 書 類 を 添 え て , 准 看 護 師 籍 訂 正 ・ 免 許 証 書 換 交 付 を 申 請 し ま す 。
年 月 日

住 所			
就 業 場 所 の 所 在 地			
氏 名	電 話	()	

鹿 児 島 県 知 事 殿

- 注 1 ※ 印 の ある 欄 は , 記 入 し な い こ と 。
 2 該 当 す る 文 字 を ○ で 囲 む こ と 。
 3 戸 籍 謄 本 又 は 戸 籍 抄 本 に よ っ て 氏 名 の 変 更 経 過 が 確 認 で き る 場 合 に あ つ て , 免 許 証 に 氏 名 及 び 旧 姓 の 併 記 を 希 望 す る と き は , 旧 姓 欄 に 記 入 す る こ と 。
 4 住 民 票 の 写 し に 通 称 名 が 記 載 さ れ て い る 外 国 籍 の 者 が 免 許 証 に 氏 名 及 び 通 称 名 の 併 記 を 希 望 す る 場 合 は , 通 称 名 欄 に 記 入 す る こ と 。
 5 次 の 書 類 を 添 付 す る こ と 。
 (1) 戸 籍 謄 本 又 は 戸 籍 抄 本 (申 請 前 6 月 以 内 に 発 行 さ れ た も の に 限 る 。) 。 た だ し , 外 国 籍 の 者 は , 国 籍 , 氏 名 , 生 年 月 日 及 び 性 別 が 記 載 さ れ て い る 次 の 書 類 を 添 付 す る こ と 。
 ア 短 期 在 留 者 : 旅 券 そ の 他 身 分 を 証 す る 書 類 の 写 し 及 び 変 更 事 項 を 証 す る 書 類
 イ 中 長 期 在 留 者 及 び 特 別 永 住 者 : 住 民 票 の 写 し (個 人 番 号 が 記 載 さ れ て い な い も の に 限 る 。) 及 び 変 更 事 項 を 証 す る 書 類 (住 民 票 の 写 し に 変 更 事 項 の 履 歴 が 記 載 さ れ て い る 場 合 は , 添 付 を 省 略 す る こ と が で き る 。)
 (2) 准 看 護 師 免 許 証
 (3) 登 録 事 項 に 変 更 を 生 じ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 30 日 を 超 え た 場 合 に あ つ て は , 遅 延 理 由 書

課 受 付 印	保 健 所 受 付 印

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

収 入 証 紙 貼 付 欄

准 看 護 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

登 録 番 号	第					号	登 録 年 月 日		年	月	日
---------	---	--	--	--	--	---	-----------	--	---	---	---

※コード番号											
本 籍 (国 籍)											都 道 府 県
ふ り が な	(氏)		(名)								
氏 名							生 年 月 日			年	月 日
	(旧姓)										
通 称 名							性 別			男	・ 女

上記の准看護師免許証を（損傷・亡失）したので、関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。

年 月 日

住 所											
就 業 場 所 の 所 在 地											
氏 名							電 話			()	

鹿児島県知事

殿

注1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 該当する文字を○で囲むこと。

3 免許証に旧姓が併記されている場合は、旧姓欄に記入すること。

4 免許証に通称名が併記されている場合は、通称名欄に記入すること。

5 免許証に旧姓が併記されていない者が新たに旧姓が併記された免許証の交付を希望する場合は、免許証書換交付申請も併せて行うこと。

6 次の書類を添付すること。

(1) 住民票の写し（申請前6月以内に発行されたもので、本籍地が記載され、かつ、個人番号が記載されていないものに限る。）又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本（申請前6月以内に発行されたものに限る。）。ただし、外国籍の者は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている次の書類を添付すること。

ア 短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し

イ 中長期在留者及び特別永住者：住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。）

(2) 損傷したことを理由として再交付を申請する場合にあつては、当該損傷した准看護師免許証

(3) 亡失したことを理由として再交付を申請する場合にあつては、官公署の証明書

課 受 付 印	保 健 所 受 付 印

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の保健師助産師看護師法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。